

住宅宿泊事業届出 必要書類

全員提出

- 住宅宿泊事業届出書
- 定款又は寄付行為の写し
- 法人の登記事項証明書
- 役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（3カ月以内に発行されたもの）
- 住宅の登記事項証明書
- 次に掲げる事項を明示した住宅の図面
 - （1）台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - （2）住宅の間取り及び出入口
 - （3）各階の別
 - （4）居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
 - （5）安全確保の措置状況
- 欠格事由に該当しないこと等を誓約する書面（様式4）
- 江東区住宅宿泊事業周知報告書（規則別記様式 第4の2参照）
- 管理受託契約の締結時に交付された書面の写し
- 事前相談記録書等、消防機関に消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類（様式3。第4の6（2）参照）
- 届出住宅の安全確保措置に関する国土交通大臣告示との適合状況チェックリスト（様式1。第4の3（2）参照）

該当者のみ提出

【現に生活の本拠として使用している家屋以外に当たる場合】

- ①住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合
 - 入居者の募集の広告及び入居者の募集が行われていることを証する書類
- ②住宅が随時その所有者、賃貸人（賃借人の親族が賃貸人である場合を含む。）又は転賃人（転賃人の親族が転賃人である場合を含む。）の居住の用に供されている家屋に該当する場合
 - 随時その所有者、賃借人又は転賃人の居住の用に供されていることを証する書類

【届出者が賃貸人又は転賃人である場合】

- 賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転賃物の転賃を承諾したことを証する書面

【住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの（分譲マンション）である場合】

- ①規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがある場合
 - 専有部分の用途に関する規約の写し
- ②規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合
 - 「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書（様式2）又は、法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類